定期健診報告についてのＱ＆Ａ

Ｑ１：結核健康診断とは何ですか？

Ａ１：結核菌に暴露される機会が多い職種の従事者、結核を発症すれば二次感染を引き起こす危険性が高い職種の従事者及び施設利用者に対して、結核の早期発見、集団発生を防ぐことを目的とした健康診断が感染症法の規定により定められています。（法第 53 条の 2）この健康診断の対象となる方が管轄保健所への報告対象となります。（法第 53 条の 7）

Ｑ２：結核健診の実施と報告は義務ですか？

Ａ２：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法第 53 条）では、結核患者を早期に発見し、まん延を防止するため、労働安全衛生法に規定する事業者・学校長・施設長は、対象者に定期の結核健診を実施し報告することが義務付けられています。

Ｑ３：報告をしないと罰則規定などあるのか？

Ａ３：感染症法には罰則規定はありませんが、結核健診の実施は事業者の義務です。
感染症法で結核健診が義務付けられている学校、病院、診療所（歯科診療所含む）、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等は、感染するリスクが高い事業所です。感染症法の目的（法第 1 条）や、従業員の健康管理、利用者への二次感染防止のため、結核健診の実施をお願いします。

Ｑ４：いつからいつまでの間に実施すればよいですか？

Ａ４：年度（4 月から翌年 3 月まで）ごとに実施してください。

Ｑ５：令和８年度分の報告期限はいつまでですか？

Ａ５：令和９年４月５日（月）までにご報告ください。

Ｑ６：パート従業員や派遣社員、月に数回しか勤務しない非常勤職員等は報告対象に入れるのか？

Ａ６：結核定期健診の対象者は、該当事業所で業務に従事するすべての人が対象となり、雇用形態（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど）や勤務日数により免除する規定はありません。

Ｑ７：パート従業員が他の診療所でも健診を受けているが、両方の診療所から報告するのか？

Ａ７：健診はどちらかの職場で実施していただければ 2 回受ける必要はありません。ただし、施設ごとに受診の確認及び報告をいただく必要がありますので、受診結果を確

認の上、各施設において報告の対象としてください。
（法第 53 条の 2、令第 11 条･第 12 条、法第 53 条の 7）

Ｑ８：「結核のための健康診断」を事業者、学校長、施設長が実施しなくてはならないのか？

Ａ８：労働安全衛生法、学校保健安全法に定める健診において行った胸部エックス線検査を結核健康診断としていただくことができます。（法第 53 条の 2 第 4 項）

また、人間ドックや住民健診等において、胸部エックス線検査を受診し、かつその健診内容を記載した健診結果や診断書の写しを対象者本人が事業所に提出した場合は、結核定期健診を受けた者とみなして差し支えありません。（法第 53 条の 4）

健診の実施や受診は義務となっていますので、個人任せにするのではなく、対象者への積極的な受診勧奨並びに健診結果の把握をお願いします。

Ｑ９：対象者には何の人数を入れるのか？

Ａ９：健診を受けるべき人数を入れてください。

Q10：年度途中で入退職があった場合の「対象者数」はどのように計上したら良いですか？

A10：年度途中の退職者は、在職中に対象であったため対象者数に計上してください。（在職時に予定していた受診月の対象者に計上してください。）退職後に対象者を減算する必要はありません。
年度途中の入職者は、入職後の受診予定月の対象者に計上してください。採用時の健康診断の診断書の提出をもって健診とする場合は、入職した月の対象者に計上してください。

Q11：当院にはレントゲン設備がないが、行政で健診（無料）はしてくれるのか？

A11：結核の定期健康診断は、感染症法第 53 条の 2 及び同施行令第 12 条の規定により労働安全衛生法第２条第３号に規定する事業者が実施義務者となっています。
現在、大田区では実施していないので、レントゲン設備のある病院、診療所等で実施してください。

Q12：全員、かくたん検査までするのか？

A12：レントゲン検査で異常なければ、結核に関しての検査として実施する必要性はありません。
レントゲン検査で異常があれば、かくたん検査等の精密検査を該当者に実施する必要があります。

Q13：診断結果も添付するのか？

A13：保健所への報告に際しては、診断結果の添付の必要はありません。

Q14：「その他の検査」とは、どのような検査を想定しているのか。

A14：結核に感染しているかを確認するために行う胸部エックス線検査、かくたん検査以外の検査です。血液検査による QFT 検査や T-SPOT 検査が一般的です。通常、住民健診等で行うことはあまりありません。結核の感染を調べる目的以外の検査（血液検査や尿検査）は計上の対象ではありません。

Q15：「胸部エックス線の検査」の結果が「要観察」や「要医療」の場合、被発見者数に計上しますか？

A15：「要観察」や「要医療」の判定だけでは被発見者数（「結核発病のおそれがあると診断された者」）には該当しません。結核を疑われる所見（結核か他の疾患か見分けがつかない場合を含む）のみ計上してください。